

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際の平和と安定に対する取組に必要な経費				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑦
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	2,293,827	2,742,051	2,879,198	2,970,151	3,541,023
		<0>	<0>	<0>	<26,899,150>	<0>
	補正予算	48,811	59,972	0	0	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	繰越し等	0	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	計	2,342,638	2,802,023	2,879,198		
		<0>	<0>	<0>		
	執行額	2,174,055	2,682,598	2,709,355		
		<0>	<0>	<0>		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費					番号	⑦	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	2,696,607	3,225,050		
	●	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	273,544	315,973		
	●	3								
	●	4								
	小計						2,970,151 <>の内数	3,541,023 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費	< 26,505,082 >	< >		
	○	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	< 394,068 >	< >		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						<26,899,150>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						2,970,151 <26,899,150>の内数	3,541,023 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際の平和と安定に対する取組に必要な経費			番号	⑦	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px 100px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>								
合計								

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）

令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1-Ⅱ-1）

施策名（※）	国際の平和と安定に対する取組																															
施策目標	<p>我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①，②） 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①，②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①，②） 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①，②） 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①，②） 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①，②） 10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①，②） 																															
目標設定の考え方・根拠	<p>我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。</p>																															
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (百万円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>2,294</td> <td>2,742</td> <td>2,879</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>49</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>2,343</td> <td>2,802</td> <td>2,879</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(百万円)</td> <td>2,174</td> <td>2,683</td> <td>2,709</td> </tr> </tbody> </table>	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,294	2,742	2,879	補正予算(b)	49	60	0	繰越し等(c)	0	0	0	合計(a+b+c)	2,343	2,802	2,879	執行額(百万円)		2,174	2,683	2,709				
区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度																												
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,294	2,742	2,879																												
	補正予算(b)	49	60	0																												
	繰越し等(c)	0	0	0																												
	合計(a+b+c)	2,343	2,802	2,879																												
執行額(百万円)		2,174	2,683	2,709																												
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施 予定時期	令和3年8月																											

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 6 （2）情報発信の強化
（4）知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 章 7. （1）外交，安全保障の強化①外交
- ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標 1 - 1 補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

30 年度目標

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から，29 年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また，同補助金事業を通じ，政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ，調査報告書や政策提言の提供を受けることで，有益な情報を随時収集する。
- 2 28 年度及び 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として，報告書を取りまとめる。また，同報告書を活用し，同研究会メンバーと協力し，在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等，戦略的に発信を行う。同時に，新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い，後継の有識者研究会を立ち上げ，30 年度内に報告書を取りまとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下，29 年度に採択した 11 件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備，若手研究生の育成や，同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化が図られ，同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また，国際共同研究支援事業費補助金制度の下，歴史国際研究支援事業においては，外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め，成果として 20 世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては，①翻訳事業，②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信，③国内外でのシンポジウムの実施（於：東京（10 月），パリ（31 年 1 月），ロンドン（31 年 2 月），及び京都（31 年 3 月）），④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については，30 年度の新たな動きも踏まえたものとするため，各有識者で加筆修正を行い，令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。

令和元年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から，外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては，企画の公募を経て，外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で，30 年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては，領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに，新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い，後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携も強化することが必要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国際世論の形成に民間のシンクタンクの役割がますます重要となっている昨今、政府が国内シンクタンクと連携し、オールジャパンでの外交力強化を目指すためには、30年度とほぼ同規模かつ30年度の成果を土台とした国内シンクタンクの育成強化に取り組み、対外発信機能や政策提言能力を強化することが重要である。

測定指標 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

30年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1) 効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために、業者選定の際、デザイン力も審査の対象とする。
 - (2) 英語全訳版を作成・公表する。
 - (3) 利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、データの二次利用が簡易となる CSV 形式での掲載、及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンス・ウェブ形式で掲載する。
 - (4) 有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質の高い、読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第198回国会外交演説（31年1月28日）、「ラウンドテーブル・ジャパン」（注）における河野外務大臣スピーチ（7月19日）等）。第198回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
(注) 民間主催による国際会議で、日本の政策決定に関わる政界、財界及び学界の有識者のほか、海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。
- 2 29年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した30年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - (1) 30年度から業者の入札方法を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更し、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。
 - (2) 英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。
 - (3) 外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また、可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で掲載した。
 - (4) 外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。
 - (2) 主な外交課題について、我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう、分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。
 - (3) 巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を新たに掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。

- (4) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
- (5) 英語全訳版に加え、仏語要約版及び西語要約版を新たに作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中期目標である中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につなげるため、適切である。

年度目標について、外務大臣の演説では、中長期的な視点に立ち、我が国の外交政策に対する理解を増進すべく、戦略的に対外発信することが重要である。外交青書については、国民にも親しみやすく分かりやすい、かつ資料的価値も高い内容とし、日本語版からあまり間を置かず英語全訳版を作成・公表することに加え、仏語及び西語での発信も、世界における両言語使用者数及びアフリカ及び中南米諸国との連携強化の重要性に鑑み、外交政策の対外発信上重要である。

参考指標 1：調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値	
	29 年度	30 年度
	61 件	38 件

参考指標 2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値	
	29 年度	30 年度
	4 回	3 回

参考指標 3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)

(注) 30 年度は新規公募の実施なし。	実績値	
	29 年度	30 年度
	3.7 倍	－ (注)

参考指標 4：米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2016～2018」)	実績値	
	29 年度	30 年度
	4	4

参考指標 5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典：外務省)	実績値	
	29 年度	30 年度
①日本語版	7,400 部	7,100 部
②英語版	4,500 部	7,100 部
③アクセス数	125 万件*	157 万件*

* 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	

① 中長期的及び総合的な外交政策の企画立案 (*)	1 補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。					1-1
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。					
	40 (28)	35 (34)	37 (33)	43	049	
② 外交・安全保障調査研究事業費補助金 (25年度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型的外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。					1-1 1-2
	681 (662)	539 (519)	524 (511)	525	050	
③ 国際共同研究支援事業費補助金 (28年度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。					1-1 1-2
	35 (32)	544 (537)	547 (537)	514	051	
④ T20 開催経費 (令和元年度)	G20加盟国の研究機関関係者、国際機関の長等約500名程度の参加者により、持続可能な開発、国際金融、気候変動・環境、インフラ投資、アフリカ開発、貿易投資などについて議論し、G20大阪サミットに向けた政策提言を提出する。 こうした取組を通じて、G20大阪サミットにおける議論を充実させるとともに、研究機関・シンクタンク等の能力強化を図る。					1-1
	—	—	—	146	新 31-002	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）及びミュンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック 2）の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
 - 五 戦後日本外交の総決算
（安全保障政策の再構築）、（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）、（世界の中の日本外交）
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
 - 同盟国・友好国のネットワーク化の推進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
 - II 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
 - III 1 グローバルな安全保障環境と課題
2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - IV 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・ 第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日 閣議決定）
 - 第 1 部 2. 2-2. (4) 北極政策の推進
 - 第 1 部 2. 2-2 (5) 国際連携・国際協力
 - 第 2 部 1. (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
 - 第 2 部 1. (3) 国際的な海洋秩序の強化
 - 第 2 部 7. (2) 国際協力
- ・ 「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日 閣議決定）
 1. 策定の趣旨・背景
 2. サイバー空間に係る認識
 4. 目的達成のための施策

測定指標 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *

中期目標（--年度）

28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

30 年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合 (ISM), ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国 (29年8月～令和2年夏) として、不拡散をテーマに第10回 ARF 不拡散・軍縮 ISM (於:ソウル) を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで、令和2年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。
- 2 31年2月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大、欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また、ARF のトラック2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)) 及びトラック1.5 (ASEAN 地域フォーラム・専門家/賢人 (ARF・EPPs) 会合) の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF・EPPs 会合については、31年2月に、共同議長国として初めて日本で第13回会合を開催し、ARF に対する提言を採択した。このほか、政府としてアジア安全保障会議 (ジャングリラ・ダイアログ) (6月)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話 (9月)、ハリファックス安全保障フォーラム (11月) に出席した。なお、北東アジア協力対話 (NEACD) は、前回開催が30年3月だったため、30年度の開催はなかった。
- 3 12月にフランス、31年2月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (ジャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック1.5 及びトラック2の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、省庁間・部局間で連携しつつ、ARF 閣僚会合を始めとする国際会議等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標 (一年度)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

30年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、

関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
(2) 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター (日本も拠出した世界海事機関 (IMO) の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設) でのセミナー開催や、日本国内での JICA の課題別研修を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
(2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
- 2 (1) 5月に ReCAAP 情報共有センターと共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国の ReCAAP 加入を働きかけるとともに、ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また、海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
(2) ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して3回参加し、我が国の立場を発信した。また、12月の第6回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに、会合のフリンジ等において、同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
(1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
(2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
(1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
(2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレベス海などが存在するアジア海域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠であるため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

測定指標 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（一年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

30年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国と北極海沿岸国、その他の関係国・機関を含む10か国・機関による、中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC 関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
10月の北極サークルでは、日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が、北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また、同月の第2回北極科学大臣会合では、柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や、北極の変化を理解するためには観測データの共有も必要であることを、科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。
- 2 EU、デンマークとの北極協議では、北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い、相互の北極政策の理解促進や協力関係を強化した。
- 3 河野外務大臣は、北極サークルにおける基調講演で、（1）科学研究、（2）持続可能な経済利用、（3）法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し、国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために、我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することについて参加国の了承を得て、開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北極圏では、環境変化に伴い、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方、先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や、北極環境の保全と持続的な発展の重要性、潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては、国際公共財である海の一部である北極海をめぐる課題に適切かつ積極的に関与していくことが重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ、「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定）を基本として、

今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、我が国は、北極に潜在する可能性と、環境変化への脆弱性が適切に認識され、持続的な発展が確保されるよう、我が国の強みである科学技術を基盤として、国際社会において全てのステークホルダーと協調しながら、先見性を持って積極的に主導力を発揮することが求められている。これを踏まえつつ、河野外務大臣が北極サークルで述べた、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、ACを始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が重要である。

測定指標 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（一年度）

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

30年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場において、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）を立ち上げるための米国主導の国連決議の共同提案国となったほか、国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け、引き続き各国と連携していくことを確認した。また、G7伊勢志摩サイバーグループ会合及び二国間協議等の機会を捉え、米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い、サイバー空間における脅威認識等を共有するとともに、これまでのGGEで合意されたサイバー空間における責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し、第三国に対して本規範に関する理解を促進していくことの重要性を確認した。
- 2 29年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案についてARFメンバー間での合意形成に貢献した。
- 3 フランス、米国、韓国、イスラエル、豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い、うち3か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では、31年1月の日英首脳会談を受けて、第5世代移動通信システム（5G）等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について議論することで一致した。また、サイバー対話・協議を行っている国及びASEAN加盟国の計27か国の在外公館に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し、日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存

の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、29年度に設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を進展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率（注）

（注）外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合（年10回程度）の出席率。	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	100%	100%	100%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARFを通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF関連会合への出席率という指標を用いることは、施策の進捗を定量的に把握する上で、一定の意義があるため。

ARFにおける日本のプレゼンスを維持することが重要である一方、特定の分野に特化し、かつ専門性の高いワークショップ等について、我が国の参加が必ずしも効果的な地域の信頼醸成に寄与するものではないと考えられるものも増加しつつある。このため、外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合について漏れなく出席することを目指す。これまでの出席状況及び我が国にとっての重要性等を踏まえて、上記目標を設定した。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 安全保障政策全般に係る外交政策立案 （ * ）	ASEAN 地域フォーラム（ARF）の枠組みで優先的に議論が行われている4分野（テロ対策及び国境を越える犯罪対策、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障）等における協力を推進するため、ARF会期間会合に積極的に参加する。また、安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1 2-5
	17 (19)	18 (23)	19 (18)	20	052
② ARFトラック1.5及び2関連経費 (27年度)	ARFのトラック1.5及びトラック2に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP総会、CSCAP運営委員会及びARF専門家・賢人（ARF・EPPs）会合等に出席し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1

	4 (4)	4 (2)	5 (7)	3	054
③我が国安全保障政策の理解促進経費 (27年度)	<p>各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。</p> <p>こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。</p>				2-1
	13 (11)	10 (4)	7 (5)	4	053
④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費 (*)	<p>ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISCへの人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。</p> <p>これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。</p>				2-2
	—	—	—	—	—
⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費 (29年度)	<p>地球環境、経済環境、安全保障の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。</p> <p>これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。</p>				2-3
	—	2 (10)	6 (4)	6	056
⑥サイバー政策専門員 (26年度)	<p>①各国のサイバー戦略、政策、サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関やNGO等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成、③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④官民連携に関する情報収集や企画、⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成、⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。</p> <p>こうした取組は、近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、サイバー空間に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。</p>				2-4
	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	055

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日）
- ・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 22 日、平成 30 年 2 月 16 日、平成 30 年 5 月 18 日 閣議決定）
- ・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
グローバルな課題への一層の貢献
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
(積極的平和主義)

測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

30 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、令和元年 5 月末まで延長した。
- 2 シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等、国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団（MFO）からの要請を受け、新規派遣としては 8 年ぶりに、国際平和協力法に基づき、司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり、31 年 2 月、2 名を派遣する方向で準備する旨の発表をし、派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。
具体的には、多国籍部隊・監視団（MFO）への自衛官派遣を実施し、中東の平和と安定に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続・拡充、国連の統括の下に行われる平和維持活動への新

規派遣、物資協力、航空輸送等の検討及び実現という目標の達成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。さらに、我が国はシナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等を行う MF0 に昭和 63 年度から財政支援を実施してきており、エジプトとイスラエルとの対話や信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。MF0 への人的貢献の開始は、我が国の国際平和協力を拡充する大きな一歩となるもの。

測定指標 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標 (一年度)

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

30 年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第 4 委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 国連アフリカ早期展開支援プロジェクト (ARDEC) への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力(パートナーシップの拡大)を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。
- 3 国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき、国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

- 1 29 年 12 月に作成された「国連 PKO 要員の安全性の向上に関する報告書」(いわゆる「クルス報告書」)を受けて、国連事務局は、国連 PKO ミッションの本部及び現場レベルの実施計画(アクション・プラン)を作成した。また、より包括的な国連のイニシアチブとして、グテーレス国連事務総長は 30 年 3 月に「PKO のための行動」(Action for Peacekeeping : A4P) イニシアチブを発表し、9 月の第 73 回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて、A4P に関するハイレベルイベントを主催、共同コミットメント宣言を発表した。これについて、我が国を含む約 150 か国がエンドースし、河野外務大臣は、同事務総長の下での PKO 改革の努力を支持し、我が国の PKO 分野の取組についてステートメントを行った。

また、31 年 2 月から 3 月にかけて開催された PKO 特別委員会において、国連で重視されている PKO 要員の安全確保、オペレーション能力の向上、警察、アフリカ PKO の能力、フィールド支援、訓練とベストプラクティス等について議論したほか、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト(注)の実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大を各国に呼び掛け、多くの賛同を得た。なお、これまで、スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが、今回、イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

(注) 国連と支援提供国(例：日本)が連携(例：財政支援、人的支援等)し、要員派遣(予定)国の要員に対し、訓練を実施するもの。

- 2 国連 PKO の能力構築支援について、29 年度補正予算を得て、「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト (ARDEC)」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに、医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い、プロジェクト名を「国連 PKO 支援部隊早期展開プロジェクト (RDEC)」に変更した。

29 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局(31 年 1 月から国連オペレーショナル支援局に改称)と協力して、RDEC におけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には、必要な重機等のリース及び施設整備に加え、6 月から 10 月にかけて計 2 回(各回 12 週間)、自衛官等計 42 名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また、対象国を西アフリカ諸国にも拡大し、ガーナ、シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員 80 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また、11 月から 12 月にかけてハノイ(ベトナム)近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等 20 名を教官として派遣し、9 か国 16 名の施設要員(ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン及びミャンマー)を対象に、国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については、その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに、別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

- 3 PKOで活動する各国通信要員の育成を行う「国連PKO通信学校」において、463名（9月時点）の訓練実施を支援した。また、女性のPKO参加の推進の一環として、10月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、20か国から25名の女性軍人・警察官が参加した。
- 4 国連からの要請に基づき、国連平和活動局が実施する「国連PKO即応性向上事業」を、30年度補正予算によって支援した。これにより、国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し、国連PKOにおける各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

- 1 国連PKO等に対する今後の協力の在り方について、第74回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか、国連総会第4委員会の下に置かれるPKO特別委員会での国連PKO改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連PKO支援部隊早期展開支援プロジェクト(RDEC)への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力(パートナーシップの拡大)を国連と協力しつつ追求する。さらに、RDECの下でのアジア及び同周辺地域を対象としたPKO分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに、対象分野を拡大して支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。
- 3 国連平和活動局による「国連PKO即応性向上事業」をより効果的に実施するため、我が国の能力構築支援事業との連携を図り、能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連PKO等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後のPKOの在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連PKO等に対する協力の在り方についての検討や、RDECの下でのアフリカ、アジア及び同周辺地域、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プロジェクトへの協力といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標(一年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

30年度目標

27-29年度の3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。30年度は、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、それぞれにつき定員以上の参加が得られた(全コースの修了者数:計67名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画(UNV)との連携により、30年度に実施した各種コース(主として若手人材を対象としたもの)の修了生16名程度を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを3回実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ、国

際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか、受託業者を通じて有識者複数名のニューヨーク出張を実施し、平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について、国際機関の日本人職員や人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

28年度の日本人修了生15名（注）28年度に国内研修修了、29年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、30年度までに派遣終了。）は、国際機関（11名）、JICA（1名）、大学（1名）等へ就職した（31年2月末時点）。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成29年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行。）、また、平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（19年度から28年度までのプライマリー・コース累計修了者数：149名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：120名）。

令和元年度目標

30年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、2年目は以下を実施する。

- より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要であり、このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施においては、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するとともに、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

（出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」）	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	82%	80.2%	83%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるにあたり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後のPKO派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る83%を目標値として設定した。

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	20	21	21

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。

開催が予定されているA4Pのアクションプラン等に関する国際会議等、我が国のPKO政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議における議論への貢献を目的に、目標値を21回とする。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 国際平和 協力の拡充 (17年度)	<p>国際社会の平和と安定に向けて、国連 PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。</p> <p>国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標 3-1 及び 3-2 にプラスに働き、また、測定指標 3-5「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標 3-4「世論調査における国連平和維持活動 (PKO) 等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</p>				3-1 3-2 3-4 3-5
	21 (9)	18 (11)	13 (13)	10	058
② 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 (27年度)	<p>国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。</p> <p>本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。</p>				3-3
	131 (131)	129 (126)	129 (129)	131	057

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土のISILからの解放宣言がなされた(29年12月)が、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters, FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第198回国会外交演説(平成31年1月28日)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

30年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに、アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTFについては、9月のGCTF閣僚級会合(於：ニューヨーク)では、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根本原因たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI、我が国(法務省)と国連が共同運営。)及び警察庁からも参加を得て、関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。
- 2 日露テロ対策協議(4月)、日中テロ対策協議(7月)、日トルコ・テロ協議(12月)及び日ASEANテロ対策対話(31年1月)を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、より具体的に活発な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号及び第2253号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。4月には米国からの要請を受け、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人2名を掲載する共同提案国となった。
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また、令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。

- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

テロの脅威が国際的に拡散する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要である。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、我が国にとって、テロ、暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力の強化は喫緊の課題である。

我が国は令和元年にラグビー・ワールドカップ、令和2年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、29年3月に決定された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略においても、国際社会と連携し、テロ、その他の国際組織犯罪等の未然防止への取組の推進が掲げられている。

測定指標 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

30年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 令和2年に我が国で開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）に向けた準備を進める。特に、5月に開催する第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会において kongress の開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5月）、国連麻薬委員会（31年3月）、国際組織犯罪防止条約締約国会議（10月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20腐敗対策作業部会（6月、10月及び31年1月）に積極的に参加し、G20による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に、31年1月には、G20腐敗対策作業部会第1回会合を議長国として主催し、我が国G20議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。

サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等（5月、7月、9月、11月、31年2月及び31年3月）に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また、29年9月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第2追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（6月、10月及び31年2月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（7月）に積極的に参加し、特にFATFにおいては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求めるFATF声明の策定等に貢献した。

- 2 5月の第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）の開催日程を決定する決議案を提案し、採択された。また、第28会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の機会を利用し、京都 kongress を広報すべく、法務省と協力し、準備を進めた。
- 3 31年3月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、州政府、現地NGO及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOMへの拠出を

通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

- 4 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、11月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第1サイクルに対応するため、関係省庁と連携の上、外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を、6月に提出した。その後、条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て、31年3月に我が国と条約事務局、審査担当国との間で協議が行われ、審査担当国が回答内容の精査を開始し、必要に応じ、今後予定される我が国における対面審査に向け、我が国回答への追加質問を作成することとなった。また、我が国は、条約事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に、我が国議長下で開催されるG20腐敗対策作業部会において、G20大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう、必要な準備・調整を進める。
- 2 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 kongress）に向けた準備を進めるとともに、同会議の全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて、ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また、第28会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都 kongressの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国際的な連携の強化、人身取引被害者への支援、国際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（--年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

30年度目標

- 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義に関するG7行動計画」に関しては、29年のG7タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に29年度補正予算にて総額約3,800万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪

分野における途上国支援，さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。

- 2 我が国主催で，31年2月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域6か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各2名，計12名招待し，一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において，テロ対策に関する官民連携の取組や，テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて，我が国の取組に関する理解を深め，参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに，関係者間のネットワーク構築を図った。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に基づき，安倍総理大臣が28年の日・ASEAN首脳会議において，①テロ対処能力の向上，②テロの根本原因である暴力的過激主義対策，及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる，総合的なテロ対策強化策を表明したこと，また，29年のG7タオルミーナ・サミットでの声明を受け，①及び②については，UNODC，インターポール，UNDP等の国際機関と連携し，個別のプロジェクト（トレーニング，ワークショップ，リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては，我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより，我が国におけるテロ対策の現状，経験等について積極的に発信し，被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については，フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため，人々の生活の土台となる道路整備，職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標

- 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて，各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに，薬物密輸や人身取引，サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また，これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ，我が国主催で，アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして，途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため，有識者や専門家等との関係を強化し，その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア地域においても引き続きテロ及び暴力的過激主義の脅威が深刻化する中，我が国にとって，政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定のため，テロ対策能力強化のための支援は重要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。

G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」は，G7トロント外相会合後発出された共同コミュニケにおいても，その継続的な実施の必要性が明記された。また，途上国のテロ対策能力の強化に向けては，国際機関，関係省庁，有識者・専門家等と協力し，各国の実情を踏まえた対応を行うことが有効であるため。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）

①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（29年度：東南アジア地域，30年度：アジア地域）（単位：参加国数）	実績値	
	29年度	30年度
②29年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ（単位：参加国数） 30年度：「穏健主義育成のための文明間対話」事業（注：フィリピンにおけるイスラム学校教師招へい事業）（単位：参加人数）	① 3か国 ② 4か国	① 6か国 ② 12名

達成手段

達成手段名 （開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 国際的な テロ対策協 力の強化 (13年度)	<p>国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。</p> <p>これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。</p>				4-1
	—	—	—	—	—
② 国際組織 犯罪対策に おける国際 協力の進展 (16年度)	<p>国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。</p> <p>これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。</p>				4-2
	—	—	—	—	—
③ 国際テ ロ・組織犯罪 関連条約に 関するワー クショップ 開催経費 (15年度)	<p>東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。</p> <p>こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。</p>				4-1 4-2 4-3
	6 (7)	5 (6)	5 (5)	5	059
④ テロ対策 専門員経費 (27年度)	<p>日本人が犠牲となった殺害テロ事件、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。</p> <p>本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。</p>				4-1
	3 (3)	3 (2)	2 (2)	2	060
⑤ 穏健主義 育成のため の文明間対 話事業 (29年度)	<p>G7伊勢志摩サミットで発表されたG7テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。</p> <p>具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。</p>				4-3
	—	13 (10)	11 (9)	10	061
⑥ FATF(金融 活動作業部 会)第4次対 日相互審査 対応経費 (令和元 年度)	<p>FATF第4次対日相互審査用資料としてFATF事務局に提出する日本のマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の取組を記載した自己審査書の翻訳費用。</p> <p>同自己審査書に基づき相互審査を受け、審査団によるアドバイスの下、フォローアップを行うことにより、日本の対策が向上・強化され、ひいてはテロのリスクから国際金融活動と国民生活の安全を守ることにつながる。</p>				4-2
	—	—	—	0.9	新 31-003
⑦ G20 腐敗 対策作業部 会会合開催 経費 (令和元 年度)	<p>我が国議長国下で開催される、G20腐敗対策作業部第3回会合の開催経費の一部を負担するための費用。G20腐敗対策作業部会では、G20議長国が、年3回行われる会合のうち、関連国際機関本部(令和元年度はOECD)において開催される第3回会合の一部経費を負担することとなっている。</p> <p>G20議長国として、同作業部会会合を主催し、成果文書に関する文言交渉及びその後のフォローアップを主導することは、我が国の腐敗対策に関する施策立案及び実施促進並びに我が国における各種施策に関する国際的な情報</p>				4-2

	発信に寄与する。				
	-	-	-	4	新 31-004

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日 閣議決定）
 - 2. (1)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 2. (3)①宇宙産業関連基盤の維持・強化
 - 4. (1)① i) 宇宙空間の安定的利用の確保
 - 4. (1)① iii) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 4. (2)③ ii) 調査分析・戦略立案機能の強化
 - 4. (2)③ iv) 法制度等整備
 - 4. (2)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
 - i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化
 - ii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（平成 30 年度改訂）
- ・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
 - Ⅲ 1 (4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
 - Ⅳ 1 (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4 (2) 法の支配の強化

測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（一年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

30 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には、6月のCOPUOS本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に役立てる。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル（MILAMOS: Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space）策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6月のCOPUOS本委員会において、ワーキンググループにおいて既に合意済みの21件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン（LTSガイドライン）及びその前文についてエンドースを目指したが、コンセンサスが形成されないまま、ワーキンググループのマンデート終了に伴い、ガイドラインの交渉が終了した。LTSガイドラインについては、31年2月に開始されたCOPUOS科学技術小委員会において、我が国は有志国と共に、合意済みの21件を実施することの重要性を指摘しつつ、他のCOPUOS加盟国にも実施を促す内容のステートメントを行った。またCOPUOS法律小委員会において、令和2年及び同3年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

6月のCOPUOS本委員会の際、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会とし

て、「第1回国連宇宙会議」開催50周年記念会合(UNISPACE+50)のシンポジウム及びハイレベル・セグメント(各国の主要な代表者による会合)が開催され、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けて、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10月の国連総会ではUNISPACE+50に関する決議が採択された。

- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7月に宇宙に関する包括的日米対話第5回会合、また、31年3月に第1回日印宇宙対話及び第4回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作り、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11月にシンガポールにて開催された第25回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-25)において、LTSガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また、31年3月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」(東京)に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理(STM)等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOSの策定については、関連する会合にオブザーバー参加し(10月及び31年2月)、議論を把握するとともに、情報交換を行った。

令和元年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和元年6月のCOPUOS本委員会及び令和2年2月のCOPUOS科学技術小委員会において、合意済みのLTSガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS加盟国に同ガイドラインの具体的な実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている中で、近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しているため、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するために、宇宙利用に関する国際的な規範強化とそれを通じた宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定)及び宇宙基本計画工程表(平成30年度改訂)を基に目標を設定した。

測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標(一年度)

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

30年度目標

- 1 米、豪、EU、仏等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)等への参加を通じ、他GNSS運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

- 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第5回会合及び第8回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。また、31年3月に、第4回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日EU間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ、31年3月、第1回日印宇宙政策対話を実施し、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日印間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 11月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第13回会合（於：西安）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標

- 米、豪、EU、仏、印等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し、新規対話国を発掘する。
- 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他GNSS運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

宇宙空間の安定的な利用を確保するためには、宇宙空間の利用が民生・安全保障など多様な分野に係るとともに、その利用に着手する国が増加していること、また、事業の実施には多額の予算が必要であることから、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（平成30年度改訂）を基に目標を設定した。

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	9回	9回	9回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

選定理由は測定指標5-1と同じ。国際的なルール作りに向けた取組を推進する観点から、30年度実績値（9回）と同じ目標値とした。

測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10回	10回	10回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

選定理由は測定指標5-2と同じ。宇宙先進国である米、豪、EU、仏、印等との対話を継続する観点から、30年度実績値（10回）と同じ目標値とした。

達成手段

達成手段名 （開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①宇宙に関する取組の強化 (29年度)	1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作り及び宇宙環境保全に関する取組や、今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。				5-1 5-3
	2 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。				5-2 5-4
	—	6 (8)	19 (8)	8	062

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革（平和への取組、開発及びマネジメント改革）を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内外で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年 9 月 25 日）
「日本と日本人は、未来を見据える」
- ・ 未来投資戦略 2017 「Society5.0 の実現に向けた改革」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪
- ・ 女性活躍加速のための重点方針 2018（平成 30 年 6 月 12 日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 章 7.（1）①外交
II 3.（9）②国際機関の邦人職員増強
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
地球規模課題の解決への一層積極的な貢献

測定指標 6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

30 年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国として以下を達成する。
 - (1) グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働きかけを行う。
 - (2) 2019-2021 年国連分担率交渉においては「支払能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
 - (3) 国連総会第 5 委員会での 2018-2019 年度 PKO 予算審議と 2018-2019 年度二か年通常予算の執行において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。
 - (4) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
 - (1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) 30 年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを積極的に行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、7月にマネジメント関連の国連事務局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また、8月の同事務総長の訪日時安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において、国連の機能の実効性と効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し、国連改革と並行して安保理改革を進めることについての働きかけを行った。

(2) 2019-2021年国連分担率については、米国のPKO分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り広げられたが、我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の2019-2021年分担率は2016-2018年の分担率(9.680%)から1.116ポイント低下した8.564%となった。

(3) 国連総会第5委員会でのPKO予算及び二か年通常予算については、我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働きかけた結果、国連総会で7月に承認された2018-2019年PKO予算及び12月に承認された2018-2019二か年通常予算のいずれについても、国連事務局から要請された金額を抑制することができた。

(4) ジュネーブ・グループの会合(4月及び10月)への参加や、米国(4月)及びドイツ(5月)との二国間国連協議の実施により、主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2 安保理改革

(1) 9月の第73回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連の意義が問われている今こそ、日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また、河野外務大臣は、G4外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、日・カリコム外相会合やその他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

河野外務大臣、佐藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した10月のTICAD閣僚会合では、19か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。

また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)を東南アジア(6月)及び東欧(7月)に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

G4各国との間では、9月にG4外相会合(於:NY)を開催したほか、局長級会合を3回(6月、9月及び11月)開催した。G4外相会合においては、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくG4の取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては、政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始すべくあらゆる手段を講じると同時に、政府間交渉開始から10年となる令和元年や国連創設75周年の令和2年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。

(2) アフリカやカリコム諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和4年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)の東南アジア(6月)、東欧(7月)等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国としては以下を達成する。

(1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、同事務総長の提案に基づいて29年12月に導入が承認された単年度の通常予算が令和2年1月から試験的に導入される機会に、現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに、同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第5委員会において国連事務局及び加盟国に働きかけ、予算の抑制を図る。

(2) 国連総会第5委員会での2019-2020年PKO予算審議において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。

(3) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) 改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し、令和元年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算と PKO 予算の 1 割近くを負担する国連の主要財政貢献国である我が国にとって、国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。

これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

また、国連加盟国が設立当初の 51 개국から 193 개국と 4 倍近くに増加したにも関わらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会の現実を反映していない。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、効果的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標 6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

30 年度目標

G20 や TICAD 7 等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績

1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催、国連に対する興味関心の強い中高生による NY 訪問に対する側面支援、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）の広報強化（パンフレットの改訂など）、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。また、国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう、UNIC 東京と連携して、UNIC 東京及び国連本部でのインタ

ーン活動を紹介する動画を作成・周知した。

- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演会（30年度中15回）等を実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットについては、29年3月に作成したバージョン（当初1,000部作成後、300部増刷）を、国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し、31年3月末時点で1,300部を配布した。また、国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版1,000部を31年3月に作成した。
- 4 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に、「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また、若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため、「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
- 5 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を31年3月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、闊達な意見交換を行うことにより、連携して諸課題の検討を行った。

31年2月、駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き、国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では、国連関係機関における日本企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け、省内関係者間で共有するとともに、国連調達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標

G20やTICAD7等の大型行事等の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、国連の場において、日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会やパンフレット・ホームページを通じた広報活動、また、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標（令和7年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする。

30年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化すべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20名強の純増を達成すべく、優秀な日本人JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するに相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は850名（29年度実績）から882名に増加し、30年度目標である「20名強の純増」を達成した。30年度のJPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率（注）3年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は令和元年6月時点で75.0%であり、家庭事情等によりいったん国際機関を離職したJPOがいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの、人数としては42名が採用されており、日本人職員数全体の増加に貢献した。また、中堅派遣により、当初見込みどおり、29年度派遣者（任期2年目）と合わせ5名を派遣した。
- 2 国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で214回実施し、対前年比約1.3倍の延べ13,140名が参加した。このうち海外でのガイダンスは48回であり、対前年比約1.5倍の1,323名が参加した。また、外部有識者によるCV添削・面接指導を19名に対して実施した結果、幹部ポストも含め採用につながった。
- 3 29年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的で開催し、タスクチーム全体として各国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い、JPOの正規採用や、日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20名強の純増を達成すべく、優秀な日本人JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するに相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施、小中高生を対象とする形式を含め、ガイダンスを積極的に実施する。また、多様な国際機関の存在を知ってもらうため、国際機関人事センターのSNSによる発信、ガイダンスへの講師派遣等により、国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また、外部有識者によるCV添削・模擬面接、オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 日本人の職員増だけでなく、幹部職員の強化を図るため、リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく、現職国家公務員をJPOとして派遣する制度を復活させる。また、マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際機関、特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

他のG7諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が1,000人を超えていることから、我が国も令和7年までに1,000人を目指すこととし、平成30年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的であるJPO派遣の拡大、中堅職員の派遣、海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の発掘、CVの書き方や面接試験の指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに、国際機関ポストに応募する日本人の数を増やすため、上記の取組に加え、日本各地及び海外において、小中高生を含め、特にこれから社会に出る若年層に対して、キャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動にも一層取り組む必要がある。

参考指標1：JPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率

（注）3年度前に派遣手続きをとった者の採用率	実績値	
	29年度	30年度
	82.9%	75.0%

参考指標2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12月現在）

	実績値	
	29年度	30年度

	850	882
--	-----	-----

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①国連政策 (*)	<p>1 国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。</p>				6-1
	<p>2 安保理改革及び安保理非常任理事国選挙 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和4年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。</p>				6-1
	<p>3 国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員増強にも貢献していく。</p>				6-2
	46 (40)	46 (32)	49 (47)	73	063
②国際機関 邦人職員増 強 (昭和49年 度)	<p>外部有識者を面接官としたJPO選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。</p>				6-3
	34 (30)	34 (29)	31 (23)	49	064

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への抛出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進

中期目標（一年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

30年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- (2) 特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- (3) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。
- (4) 民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。
- (3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、アジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
- (2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第73回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案（北朝

鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容を EU と共同で提出し、無投票で採択された。なお、31 年 3 月の第 40 回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については、諸情勢を総合的に検討した結果、決議案の提出国とならなかったが、EU が提出した同決議は無投票で採択され、我が国も採択に参加した。

31 年 2 月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、人権条約体改革への支援を行った。また、9 月に就任したバチュレ人権高等弁務官を 31 年 3 月の第 5 回国際女性会議 (WAW! /W20) の機会に我が国に招待し、安倍総理大臣表敬、阿部外務副大臣との会談、第二回日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ、関係を強化した。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、国連における障害者関連の様々なイベントを共催し、障害者の権利の保護と促進の取組を行った。

子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC) 」 (SDGs のターゲット 16.2 「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。) の理事国及び「パスファインディング国」 (GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。) として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また、GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、29 年度補正予算にてイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。

さらに、我が国は、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため、関係府省庁間でベースラインスタディ (現状把握調査) を実施し、その過程でステークホルダーとの意見交換会を第 10 回まで開催し、12 月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ、国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で、31 年 1 月末までパブリック・コメントを実施した。

(4) 9 月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。

2 二国間関係

カンボジア (5 月)、イラン (31 年 1 月) 及びミャンマー (31 年 3 月) との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 6 月、第 36 回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は、昭和 62 年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は我が国出身の 3 人目の委員となる。

各条約体の日本政府報告審査に関しては、ジュネーブにおいて、8 月に人種差別撤廃委員会による審査が、11 月に強制失踪委員会による審査が、31 年 1 月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても、外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。

(3) 国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合 (5 月及び 12 月) に参加し、積極的な意見交換を行った。また、5 月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

(4) 世界人権宣言の採択 70 周年を記念して、国内外での様々な会合に出席した。例えば、12 月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」においては、鈴木外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

(2) 特に、アジアにおける人権状況に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。

(3) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業行動に係る国別行動計画を策定し、日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。

(4) G7即応メカニズム (RRM) (注) の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。

(注) G7シャルルボワ・サミット (6月) の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義の介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場合における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

(2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。

(3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。

(4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるところ、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き必要な検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標 7-2 人道分野での取組 (難民等への支援)

中期目標 (一年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

30年度目標

1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。

- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民（5家族 22名）の受入れを行い、さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また、29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、30年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて、10月以降、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し、第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均 172人）を実施した。
- 3 国連難民高等弁務官の訪日や IOM 及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。加えて、令和2年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて、適切な準備を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年の国際社会による難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	30年度		令和元年度
		（注）30年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における年度目標値及び実績値		
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	29年度同様、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合は、26年度（注：27, 28年度は無投票採択）より多くの賛成票を確保する。	無投票採択	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。

我が国は、20年から11年連続でEUと共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、30年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、31年3月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EUが提出した同

決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度においては、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撲滅決議を提出）、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとした。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力力の推進 (11年度)	1 国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進める。国連事務局の人権担当部門であるOHCHRの活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	2 主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	10 (10)	21 (8.3)	13 (13)	11	067
②難民等救援業務委託事業 (昭和54年度)	我が国に庇護を求める難民認定申請者のうち困窮の度合いが高い者に対する生活面での保護や我が国に定住を希望する難民認定者(条約難民)の日本定住の促進等の支援等を継続する。 難民認定申請者や条約難民に対して、それぞれ保護費の支給や各種支援事業を行うことは、申請者等の生活を支援することを通じ、我が国の社会的安定に寄与する。				7-2
	526 (493)	497 (497)	481 (481)	489	065
③第三国定住による難民の受入れ (22年度)	第三国定住で受け入れた難民が我が国社会に定住し、安定した生活を営むための定住支援として、定住支援施設において社会生活適応訓練等をきめ細やかに実施する。 国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	88 (87)	93 (91)	100 (100)	111	066
④「ビジネス	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る国別行				7-1

と人権」に関する国別行動計画策定経費 (令和元年度)	動計画を策定する。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進の推進並びに日本企業の競争力の確保及び向上に寄与する。				
	—	—	—	55	新 31-005

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
二（一億総活躍）
- ・ 「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 9 月 20 日）
- ・ 第 5 回国際女性会議 WAW!/W20 における安倍総理大臣開会挨拶（平成 31 年 3 月 23 日）

測定指標 8-1 女性の権利の保護・促進 *

中期目標（一年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。

30 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW!2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用しつつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図るため、我が国在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、令和元年の G20 及び W20 の我が国開催を見据えて、G20 及び G7 の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が国在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 4 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 31 年 3 月に、5 回目となる国際女性会議 WAW! を G20 のエンゲージメント・グループの一つである W20 と同時に開催した。「WAW! For Diversity」をテーマに、W20 と WAW! の合同セッションを設け、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学术界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し、2 日間で約 3,000 人が来場した。また、2 日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
- 2 6 月の G7 シャルルボワ・サミット（カナダ）では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために 2 億ドルのコミットメントを発表した。
12 月の G20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消、職業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。29 年 7 月

のG20 ハンブルグ・サミット（ドイツ）の際に立ち上げが発表され、日本が5,000万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして、31年3月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介やSTEM分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し、約500名の女性起業家が参加した。このほか、女性政策に関する発信のため、31年1月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し、講演会及び意見交換会を実施した。

- 3 国連女性機関（UN Women）に対して約2,366万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12月には「G20、女性活躍、そしてSDGsゴール5へ～ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍推進議連と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し、挨拶を行うなど連携した。

また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、110万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）について、27年に策定した国連安保理決議第1325号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について、モニタリング及び評価結果をまとめた第3回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また、同計画には策定から3年後に改訂を行うことが明記されているところ、関係省庁との調整、有識者、NGO・市民社会との意見交換、パブリック・コメントを経て、31年3月のWAW!に合わせて改訂版を策定し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連PKO要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止が盛り込まれた。また、それにより、実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

6月のG7シャルルボワ・サミットにおいて、G7WPSパートナーシップイニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ、また、行動計画の実施目標に含まれる他国へのWPS分野の支援の一環として、日本はスリランカをパートナー国として、31年4月からスリランカのWPS行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

- 5 第5回WAW!/W20の機会に、国連人権条約対日理解促進プログラムの一環として、ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいた。来日中、片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し、日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また、松川るい参議院議員（女性活躍推進議連事務局長）と面会し、女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは、「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」、「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており、女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また、6月にニューヨークの国連本部で開催された第20回女子差別撤廃条約締約国会合において、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

- 6 国連女性の地位委員会（CSW）

31年3月の第63回CSWに、田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授）、各府省庁、国際協力機構（JICA）及びNGOから成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され、田中代表は、一般討論演説で、保育・介護受け皿の拡大、性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で、海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や、ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議WAW!の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 (1) 女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図るため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

- (2) G20 大阪サミット開催に向けて、G20 及びG7 の議論・対話に積極的に参加する。G20 では、女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援、女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し、特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組み構築を主導する。
- 3 国連女性機関 (UN Women) や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への抛却等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障 (WPS) に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、また、令和2年3月に提出が予定されている政府報告の作成に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進める。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議 WAW! の開催、そのフォローアップイベントの海外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展につながるものであり、有益である。また、G7/G20 や国連の下での各種取組も国際社会における女性分野における存在感を高める上で重要である。なお、WPS に関して、「行動計画」の改訂により、評価委員による年次報告書の作成は2年毎になったため、令和元年度は作成されない。

測定指標 8-2 国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位

(出典：国連女性機関 (UN Women) ホームページ)	中期目標値	30 年度		令和元年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	8 位以内	9 位	8 位以内

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

女性に対するエンパワーメントや性暴力の防止などといった問題の重要性は年々高まっており、我が国は女性の権利の保護・促進に向けた動きをリードすべく、引き続き国連女性機関 (UN Women) との連携を強化し、我が国の本件分野における国際的なプレゼンスを更に高めることが重要である。その観点から、国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連女性機関 (UN Women) との連携強化の観点から、他国の拠出金増額の傾向はあるものの、未達成だった 30 年度目標 (8 位) を維持した。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計 (執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
① 女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費 (27 年度)	専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。 このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、女性の権利の保護・促進に寄与する。				8-1 068
	1 (0.4)	1 (0.5)	0.9 (0.9)	0.7	
② 国連人権条約体対日	女子差別撤廃委員会等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。 これにより、男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対す				8-1

理解促進プログラム関連経費 (29年度)	る理解を増進するとともに、同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。				071
	—	6 (4)	6 (3)	4	
③女性関連国際シンポジウム開催経費 (27年度)	令和元年度も国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議 WAW! を開催し、女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。 これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。				8-1
	95 (74)	92 (86)	86 (73)	86	069
④在外公館における女性関連セミナー開催経費 (27年度)	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。				8-1
	9 (3.7)	8 (4.9)	6 (2)	4	070

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 198 回国会外交演説 (平成 31 年 1 月 28 日)
「核軍縮・不拡散の現実的かつ実践的な取組」

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

30 年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の第 2 回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本とオーストラリアが主導する CTBT フレンド外相会合の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会に、河野外務大臣が出席し、核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中、重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の提言 (効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言) (30 年 3 月提出) に示されている取組として、透明性、検証や対話型討論を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。

また、河野外務大臣はサイドイベントにおいても、「賢人会議」の提言を紹介した。

- 2 NPDI として、上記第 2 回準備委員会に、4 本の作業文書（透明性、北朝鮮、NPT 運用検討プロセス強化、保障措置）を提出した。また、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、具体的な議論に資するよう貢献した。その他、韓国（6 月）、オーストラリア（7 月）、インド（7 月）、イスラエル（11 月）及びロシア（12 月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第 3 回会合を 11 月に長崎で開催した。日本人委員 7 名のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者 8 名の計 15 名が参加した。同会合では、30 年 3 月の「賢人会議」の提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。
また、12 月、第 73 回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が 162 か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、国家間の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々との間の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり、核兵器国である英国が共同提案国となった。また、核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中、101 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。
- 4 4 月の 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会及び 7 月のゼルボ CTBTO 事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に、また、10 月の日印首脳共同声明においてインドに、CTBT 批准・署名を求めた。5 月には、第 8 回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言で CTBT の重要性を確認した。9 月には、ニューヨークで河野外務大臣が第 9 回 CTBT フレンド外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し、約 30 か国の外相が参加するなど CTBT の発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また、同外相会合の機会に、タイが CTBT を批准し、ツバルが署名した。さらに、10 月に開催された TICAD 閣僚会合の際、我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い、このうちジンバブエが 31 年 2 月に CTBT を批准した。
- 5 5～6 月、ジュネーブの国連欧州本部において、FMCT ハイレベル専門家準備グループの第 2 回会合が開催され、将来の条約の要素について考える選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し、条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。
- 6 IPNDV については、7 月にソウルで行われた作業部会及び 12 月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業について、既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し、議論に貢献した。
- 7 7 件 12 名に「非核特使」、5 件 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会等へ出席した。また 8 月に、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお、国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第 3 回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく、NPT 体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに、少なくとも 2020 年 NPT 運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長の選任等の手続き事項を決定すべく、積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和元年に開催予定の第 11 回 CTBT 発効促進会議に向けて議長を補佐する等、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み、種々の会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を 2020 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会等に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関

するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT を基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。なお、国連軍縮会議の開催については、本件会議をホストする自治体の有無等の要因が大きいため目標には盛り込まないこととし、代わりに、令和元年度に実施予定の軍縮不拡散教育に関するステートメントを通じて、我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組むこととした。

測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

30 年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
 - (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援（会合の開催等）する。また、イランの核合意（イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA）））履行及び北朝鮮の核問題への対応のため、以下を実施する。
 - ア イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。
 - イ 北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面での協力をを行う方向で準備を進める。
 - (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
 - (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム（4 年に一度開催）や、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国として参加し、成功裏の開催に貢献する。
 - (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合
 - (2) 我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、関連国連安保理決議の履行を含め、米国、インド、パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え、関係国と緊密に協議した。また、第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（31 年 3 月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（31 年 2 月）等を通じて、国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。
 - ア 7 月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の協力の下、IAEA 主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等 26 名に対し、追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し、具体的な形で核合意履行支援を

実施し、IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。

イ 7月の河野外務大臣のウィーン訪問や12月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め、様々なレベルで、不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。

- (2) NSG 総会 (6月)、オーストラリア・グループ総会 (6月)、ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合 (12月)、ワッセナー・アレンジメント総会 (12月) を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い、さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 2 保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は2か国増加し (リベリア及びセルビア) 134 か国となった。また、アルジェリアが署名、タイが批准した。
 - (1) 第 15 回アジア不拡散協議 (ASTOP) (31 年 3 月) では追加議定書 (AP) に関するセッションを設け、原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働きかけるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティビルディングの取組につき紹介した。その上で、今後の実効性あるキャパシティビルディングに向け、新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また、イラン向け保障措置トレーニングについては、AP に基づく申告を取り上げ、イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。
 - (2) 年 5 回開催される IAEA 理事会において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、IAEA 事務局の取組を支援するとともに、北野在ウィーン代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。9月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また、10月から11月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか、地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し、地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、31年2月に、IAEA 理事国 (英国、エジプト及びインドネシア) の在ウィーン代表部大使を招へいし、福島東電第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。
 - (3) IAEA 理事会等の場を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12月の天野事務局長の訪日や31年1月のヘイワード事務次長 (予算計画担当) 訪日といった機会を捉え、保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け、辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。
- 3 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援 (11月) や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を実施した。
 - (2) 第 15 回アジア不拡散協議 (ASTOP) (31 年 3 月) や第 26 回アジア輸出管理セミナー (31 年 2 月) を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働きかけた。
- 4 (1) 5月に、拡散に対する安全保障構想 (PSI) の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家 (OEG) 会合に参加した。ハイレベル政治会合では、今後の取組方針を確認した4つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど、PSI の取組に積極的に参加した。
 - (2) 7月に、我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省等が参加した。また、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国が艦船や哨戒機、人員等を派遣したほか、アジア太平洋地域を中心に、19か国がオブザーバーとして参加し、各国の拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同

- 議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に参加し、成功裏の開催に貢献する。
 - (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (4) イランの核合意については、国際情勢を踏まえつつ、イランによる履行の支援を然るべく行う。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
- (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な枠組みであり、これに積極的に取り組むことが必要である。

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組

中期目標（一年度）

生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

30 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
 - (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際国会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
 - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年 2 回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。
 - (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国のキャパビルを支援し、BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。
 - (1) 米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等において化学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関 (OPCW) 締約国会議、執行理事会 (定期的に年 3 回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合及び 5 年に 1 回開催される第 4 回運用検討会議 (11 月) において積極的に議論に参加する。
 - (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組み、非締約国・地域 (北朝鮮、イスラエル及びエジプト) の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
 - (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの定例会合及び第 4 回運用検討会議へ積極的に参加し、我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に、第 4 回運用検討会

議は5年に1回開催され、今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ、CWCの各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCWの化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。

(4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。

(5) OPCWによる査察(対遺棄化学兵器(ACW)、対国内産業等)を適切かつ効率的に受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約(BWC)

(1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、南アフリカが新たに締約国・地域となった。

(2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、信頼醸成措置の段階的アプローチ、国際機関との連携強化、条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。

12月の締約国会合では、生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか、成果文書の採択に尽力した。

(3) バイオセキュリティに関わる民間企業社員、学術関係者、政府関係者等を対象とする会合において、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど、国内研究者への啓蒙を行った。

(4) 国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において3回開催し、バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ、条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し、締約国会合において提出した。

(5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い、BWC締約国による条約実施の促進に貢献した。また、ASEAN諸国の能力構築(キャパビル)に向けた事業の準備も行った。

2 化学兵器禁止条約(CWC)

(1) 第4回特別締約国会議で、我が国も共同提案国となり、有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により、シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり、令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後、関係国と連携した働きかけにより、同チームの設置を含む予算案のOPCW締約国会議(11月)での採択、運用検討会議(11月)での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。

(2) 非締約国・地域(イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン)に対するCWC加入の呼びかけをOPCWと共に実施した。北朝鮮のCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会での我が国からの働きかけの結果、各国の理解を深めており、北朝鮮加入に向けた少数関係国とOPCWの協議を31年3月に開始することにつなげた。

(3) OPCW運用検討会議、締約国会議、執行理事会(年3回開催)に参画し、作業文書の提出などを通じて我が国のプレゼンスを示しつつ、遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。

(4) OPCWとの協力の下、ネパール及びスリランカからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また、国内実施当局である経済産業省より、国際的セミナーに職員を専門家として派遣し、国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。

(5) 25件のOPCWによる査察を滞りなく受入れ、我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察制度の適切な運営に貢献した。

(6) 「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」(5月)や同専門家会合(11月)に参加し、CWCの各締約国の国内実施体制の強化及びCWCの普遍化が重要である旨声明を発出し、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標

1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。

(1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。

(2) BWCの締約国会合、専門家会合及びG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施

強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWCの実施強化に貢献する。

(3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。

(4) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN諸国等の対応能力の強化などを通じてBWCの実施強化に貢献する。

2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。

(1) シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて、また、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、OPCW 締約国会議、執行理事会（定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催）、条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。

(2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み、非締約国・地域（北朝鮮、イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。

(3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けて、特にCWCの各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を促進すべく、積極的に議論に参加する。

(4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。

(5) OPCWによる査察（対遺棄化学兵器（ACW）、対国内産業等）を適切かつ効率的に受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC及びCWCの普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国がCWC履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

30年度目標

1 武器貿易条約（ATT）については、我が国は29年8月から第4回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働きかけ、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に、国連加盟国（193か国）の半数を超える97か国の締結に向けた働きかけを実施する。

2 対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及びNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。

3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及びNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第2位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。

4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合において、LAWSに関連するロボット技術や人工知能（AI）は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれている

ことから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないように指摘しつつ、建設的に議論に参画する。

- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。30年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 武器貿易条約に関し、8月に第4回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し、締約国・地域、オブザーバー国、産業界、有識者、NGO等、世界各地から約400名の参加を得た。同会議では、条約の実効的履行や普遍化、透明性の促進等に関する議論とともに、条約事務局の強化、国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また、在外公館を通じ、未締結の21か国への働きかけを実施した。30年末の時点で締約国・地域数は100に達した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、締約国会議(11月)等の条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、30年度においては、シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等、対人地雷対策に関して総額約41.7億円の支援を実施した。
- 3 クラスタ弾に関する条約に関し、締約国会議(9月)において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働きかけるとともに、国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また、国連総会第一委員会において、ラオス政府とサイドイベントを共催し、我が国のNGO等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)に関し、4月及び8月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し、各議題において積極的に発言し、議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を三回(7月、10月及び31年3月)開催し、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する政府としての理解増進に努めた。
- 5 6月に開催された国連小型武器行動計画第3回履行検討会議において、アジア大洋州地域選出の副議長国として、成果文書のコンセンサス採択に向け、建設的に議論へ参加した。また、12月、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。小型武器の問題に取り組んできた日本として、同問題について国際社会が一丸となって取り組む機運を醸成すべく、これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)普遍化に関する作業部会の共同議長として、30年末時点で締約国・地域数が100に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また、令和元年11月に予定される検討会議では、条約の普遍化とともに今後5年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化(締結国・地域の更なる拡大)に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスタ弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、3年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において、特に、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。
- 5 小型武器問題については、令和2年の国連小型武器行動計画(UNPOA)第7回隔年会合(7BMS)の開催に向け、令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進に際しては、条約を始めとする既存の枠組みの履行とそれらへの参加国の拡大(条約については締約国の増加)が重要であり、その実現に向けた我が国の取組の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

条約の普遍化に向けた各種会合を通じた働きかけとともに、特に、対人地雷及びクラスタ弾の両条

約の履行と普遍化を進める上では、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた被害者支援等の国際協力が有益である。また LAWS については、その主要な構成要素である人工知能 (AI) やロボット技術が、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で既に利活用されていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないように留意しつつ、国際的なルール作りを進めることが適当である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 包括的核 実験禁止条 約 (CTBT) 国 内運用体制 整備 (16年度)	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの 暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して 運用試験結果の評価を行うと共に、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会暫定技術事務局や関係国 の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	186 (183)	179 (176)	174 (173)	207	072
② 軍備管 理・軍縮・不 拡散への取 組 (*)	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築 を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際 水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化 に貢献する。				9-1
	2 軍縮教育普及 毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職 員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通 じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。 また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣する ことやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国とし て、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。				9-1
	3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問 題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシ ッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被 爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施す る。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。				9-1
	4 国連総会 国連総会第1委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。				9-1
	5 不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な 不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。				9-2
	6 IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア 太平洋保障措置ネットワーク等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を 通じ追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局に				9-2

	<p>おける日本人職員増強を始め、IAEAの保障措置体制の基盤強化を支援する。こうした取組は、IAEA保障措置の強化に資する。</p> <p>7 輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA及びNSGでは、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。</p> <p>8 地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN諸国、中国、韓国等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議(ASTOP)や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。</p> <p>9 拡散に対する安全保障構想(PSI) PSI訓練やオペレーション専門家会合(OEG)への出席及び主催を通じ、PSIに積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。</p> <p>10 (1) 生物兵器禁止条約(BWC) 生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。こうした取組はBWCの実施強化に資する。</p> <p>(2) 化学兵器禁止条約(CWC) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)、条約実施のための各種協議及び第4回運用検討会議(5年に1回開催)に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに、中国遺棄化学兵器(ACW)処理事業等への査察受入においてOPCWに協力する。こうした取組はCWCの実施強化に資する。</p>	9-2					
		9-2					
		9-2					
		9-3					
			75 (70)	78 (61)	62 (44)	30	073
③通常兵器の軍備管理 (*)	<p>通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。</p> <p>武器貿易条約(ATT)、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働きかけ等を積極的に行う。</p> <p>これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。</p>	9-4					
			-	-	-	-	-
④核軍縮の実質的な進展のための賢人会議 (30年度)	<p>安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議を開催する。</p> <p>こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。</p>	9-1					
			-	-	37 (30)	40	074

⑤ 武器貿易条約第4回締約国会議開催経費 (30年度)	武器貿易条約第4回締約国会議議長国として、締約国数が低いレベルに止まっているアジア大洋州地域の非締約国に対する条約締結に向けた機運を創り出すため、日本国内で締約国会議を開催する。 同会議への日本国内の政治、産業各界の関与を実現し、日本国内での同条約の認知度を高め、もって我が国による同条約の更なる貢献に向けた国内基盤の強化を図る。				9-4
	—	—	16 (37.9)	0	075
⑥ 軍縮・不拡散分野における人材育成事業関係経費 (令和元年度)	核軍縮・不拡散分野で国際的に活躍する人材育成を目的とし、キャリア構築のための軍縮・不拡散に関する講座及び国際機関への就職を可能とするような国際機関における業務能力向上のための講座を実施する。 こうした取組は、核軍縮・不拡散分野における国際社会での日本のプレゼンスの強化に資する。				9-1
	—	—	—	5	新 31-006

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成 27 年 4 月 28 日）
- ・第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日 閣議決定）

第 2 章

第 2 節 4.（3）原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

第 2 節 11.（1）②二国間エネルギー協力体制の高度化

第 4 節 4.（5）③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（一年度）

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

30 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、令和 2 年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 9 月に IAEA 総会が開催され、政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し、政府代表による政府代表演説や米国及び、フランスのカウンターパートとの会談を実施した。
5 月に IAEA 本部（ウィーン）で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し、国別討議において日本の活動及び今後の取組や、前回の検討会合（27 年 5 月）で言及された課題（廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（注）からの提案の実施）への取組などを報告した。
（注）IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され、規制の枠組みのほか、原子力、放射線、放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。
8 月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）を東京にて開催し、過去 1 年間の核セキュリティに関する日米間の取組をやゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。
また、核セキュリティ関連条約の普遍化のため、局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて、未加入国（パキスタン等）に対し、加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働きかけを行い、また、G 7 各国と共に共同デマルシュを実施した。
- 2 30 年 2 月に署名した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく IAEA との協力具体化のため、これまでのオリンピックや各種ワールドカップ等の主催国と IAEA との間の協力事例を関係省庁に共有するとともに、関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的なニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。

- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に、核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
- 3 IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議（令和 2 年 2 月開催予定）に向け、関係省庁と共に、前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や、更なる取組が必要な分野の特定を行い、国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の推進に際し、国際協力を通じた原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）の確保、促進は極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

特に、IAEA や米国等との協力等を通じた、核セキュリティの強化は原子力の平和的利用の促進において重要である。また、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け具体的な核テロ対策に万全を期することが重要である。

測定指標 10-2 福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

30 年度目標

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を 6 月に IAEA 事務局へ提供した。我が国が提供した情報は、IAEA 事務局の評価コメントが付された形で、IAEA のホームページ（HP）に掲載された。また、11 月に福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第 4 回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書（31 年 1 月に受領）を反映した包括的な情報提供を行い、IAEA の HP で公開予定。

放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し、25 年から 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し、11 月に福島県の HP に公開（英語版）された。また、一般広報用のリーフレット（日本語版及び英語版）も福島県の HP 上で公開された。

福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で、福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水（地下水バイパス及びサブドレン水）の放射性物質濃度、及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを、毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。

- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、10 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原発事故の経験をいかした国際的な原子力安全強化のため、国際社会に対して、福島第一原発事故後の対応についての情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重要。また、廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であり、世界の叡智を結集し、国際社会に開かれた形で進めていくことが必要である。

- ・「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（第 4 回改訂）（平成 29 年 9 月 26 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定）
- ・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成 27 年 4 月 28 日）
- ・「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 3 日

測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標 (一年度)

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

30 年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF)、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化
- 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」の枠組みなどを通じた、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大
- 3 IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCF に対して、30 年度に 797 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、IAEA に対して 374 万米ドルを拠出、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域を中心とする 57 の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等の 12 の IAEA プロジェクトを支援した。
- 2 IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - ・ IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣、会合の開催について、国内組織の協力強化を支援するため、IAEA に対する国内の人材や組織の提示、国内機関との調整を行った。
 - ・ 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取り決めの署名 (11 月) を側面支援したほか、この分野の IAEA プロジェクトに対して PUI 拠出金を割り当て、同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。
 - ・ 31 年 1 月に、ヘイワード IAEA 事務次長を日本に招へいし、国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を強化し、IAEA との協力関係構築や IAEA での勤務に対する関心を高めた。また、各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし、IAEA における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。
 - ・ IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため、我が国が開催した国連ビジネスセミナー (7 月) に際する IAEA への働きかけ・調整、IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは、IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ、相互理解が深まった。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、30 年度に実施された RCA プロジェクト 12 件のうち 11 件に日本人専門家の参画や、日本人専門家の IAEA 講師としての派遣が行われたほか、医療分野 3 件及び水資源管理分野 1 件の関連会合の国内開催に至った。
- 3 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

11 月に、原子力の平和的利用、特に保健・医療、農業・食料、環境、水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF)、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた

IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。

2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、原子力科学技術分野における協力の促進を目的として RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができる。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献しており、IAEA によるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また、10 月に、日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進が、原子力の平和的利用及び核不拡散の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)		関連する 測定指標 行政事業 レビュー
	予算額計(執行額) (単位：百万円)	当初予算額 (単位：百万円)	

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	事業番号
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (17年度)	<p>主に以下の国際協力を推進する。</p> <p>1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合</p> <p>2 適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続</p> <p>3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合</p> <p>4 原子力関連施設の視察</p> <p>5 原子力専門資料から情報の入手</p> <p>6 我が国との原子力協力に関する調査</p> <p>こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。</p>				10-3 10-4
	13 (8)	14 (10)	14 (12)	14	076
②IAEA, G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (22年度)	<p>IAEAやG7各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。</p> <p>こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。</p>				10-1 10-2
	—	—	—	—	—
③福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (22年度)	<p>福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。</p> <p>こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。</p>				10-2
	—	—	—	—	—
④核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献 (22年度)	<p>核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)での議論や日米核セキュリティ作業グループの活動等、国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>こうした取組により、原子力安全及び核セキュリティの向上に貢献する。</p>				10-1
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
六 おわりに
- ・統合イノベーション戦略（平成30年6月15日 閣議決定）
第2章（3）エビデンスに基づく政策立案/大学等法人運営の推進
第5章（1）SDGs 達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）の推進
第6章（4）安全・安心
- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
- ・第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）
第7章（3）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

30年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシア、シンガポール、ノルウェー、中国、スウェーデン、カナダ及びドイツの計7か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また、スペイン、オーストラリア、英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが、総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず、令和元年度に持ち越すこととなった。
- 2 新興国との科学技術協力関係の強化については、8月に第16回日中科学技術協力委員会を東京で実施した。EPAに基づく政府間会合としては初めて、4月にシンガポールとの第1回科学技術合同委員会を実施し、両国間の科学技術協力の現状や、バイオメディカル、ICT、宇宙及び北極分野での協力等について意見交換を行った。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（31年2月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和元年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）第7章（3）「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において、「国は、我が国が取り組む経済・社会的課題に対して、大学、公的研究機関、企業等から創出された成果を世界に発信するとともに、これらの分野においてリーダーシップを発揮すべく、国際機関や国際会合の場を活用する。また、二国間、多国間等の国際協力を戦略的に推進する」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、30年度は目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえ30年度目標を維持し、8か国・機関以上とした。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（一年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

30年度目標

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

- 1 イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUとの協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え、他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより、コミュニケーションの向上を図った。また、実験炉の建設計画について、29年11月時点では約50%の建設が完了していたのに対し、11月時点では約60%まで建設が進む等、着実な進展を見せた。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六ヶ所村において、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設等が引き続き順調に進められた。令和2年4月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について、政府レベルを含め、議論が進められた。

令和元年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、同計画参加極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に、令和2年以降の新たな

フェーズの協力について、日 EU 間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（19年に協定発効。令和7年12月に運転開始、令和17年12月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要。

- ・第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

30年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比 25%減の予算の枠内で活動を実施した。30年の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 11%の見込み（29年は 15%）であり、10%目標達成へ向けて着実に進んだ。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に 6 件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

効率化の 2 つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と

繁栄の確保に貢献する。

30年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結びつけ、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結びつけていく。特に、今後予定される主要外交機会（大阪G20、TICAD7及びSDGs首脳級レビュー）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。
- 2 科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

- (1) 提言について、持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関しては、科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、5月に、「SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」を提言として取りまとめ、同顧問から中根外務副大臣に提出した。また、6月に国連本部で開催されたSDGsと科学技術との関係を討議する第3回STIフォーラムのSTIロードマップに関するセッションにて、同提言について発信した。またTICAD7に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、31年3月に、TICAD7に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し、阿部外務副大臣に提出した。さらに、デジタル技術に関する取組に関して、7月に安西祐一郎氏（慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長）が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて、同推進会議の下で、「STI for SDGsを支える人材育成に関する考察」を策定した。
 - (2) ネットワーク構築活動については、同顧問が11月に東京で開催された第6回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGsに関する提言について発信した（第5回会合（5月、於：スイス）及び第7回会合（31年2月、於：オマーン）は代理が出席。）。また、科学技術外交推進会議を3回開催（5月、12月及び31年3月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、米国、カタール、中国、フランス、スペイン、アルゼンチン及びブラジルにおいて、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所等の視察を行った。
 - (3) G20大阪サミットに向けての取組としては、5月に策定されたSDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関する提言を基に作成された、「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方（案）」をG20大阪サミットの成果物とすべく、G20作業部会の中で2回議論を行った。
- 2 外務大臣科学技術顧問による対外発信については、科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIPキャラバン」）を11月にカタール（第10回）にて、31年2月にフランス（第11回）、同3月にアルゼンチン（第12回）及びブラジル（第13回）にて実施した。また、国内外で他機関が主催する11回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。また、外務省内において、若手職員を対象とする研修における講義（5月）及び省内セミナー（4回）を開催した。

令和元年度目標

- 1 (1) 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。
(2) 特に、主要外交機会（G20大阪サミット、TICAD7及びSDGs首脳級会合等）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には、STI for SDGsの発信について、G20開発作業部会において議論を行った後、シェルパ会合において議論を行い、G20大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また、国連の下でも、STIフォーラム、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）及びSDGs首脳級会合等において発信を行うことにより、科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成 29 年 8 月 7 日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、（1）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（2）国内外のネットワークの強化、人材育成、（3）積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。

・第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）

参考指標：ISTC 事務局の職員数		
（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋4 支部事務所）の合計人数	実績値	
	29 年度	30 年度
	32	31

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
① 科学技術に関する二 国間政府間 対話の推進 （ * ）	科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	—	—	—	—	—
② イーター 計画等の推 進 （ * ）	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	—	—	—	—	—
③ 科学技術 顧問関係経 費 （28 年度）	27 年 9 月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウムを開催すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	9 (9)	23 (20)	24 (22)	22	077

④ G20 イノベーション作業部会 (令和元年度)	<p>日本がリードしてG20におけるSTI for SDGsに関する成果物を策定するために、G20大阪サミットにおいて、実務レベルの協議を開催する。国連を始め国際社会では、SDGs達成にSTIを活用する上で、計画表（STI for SDGsロードマップ）やそのための支援の枠組みの策定が必要との議論が活発化している流れを受けて、「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」等を策定し、G20大阪サミットの成果の一部とするもの。</p> <p>この取組により、グローバル課題への対応における科学技術の活用促進に寄与する。</p>				11-4
	-	-	-	15	新 31-007

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

